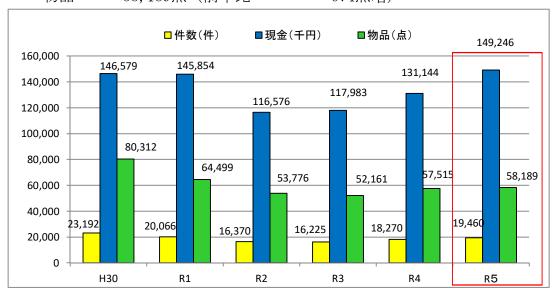
令和5年中の遺失物・拾得物取扱状況について

令和6年2月16日 会 計 課

遺失 1

(1)取扱数

件数 19,460件(前年比 1,190件増) 現金 149, 245, 754円 (前年比 18, 101, 608円増) 物品 58,189点(前年比 674点增)



(2) 特徴

証明書類・カード類

財布類 1

携帯電話類 ウ

工 鍵類

オ 書類・紙類

- 31,545点 (運転免許証、キャッシュカート*等)
 - 5,090点(財布、小銭入れ等)
 - 3,582点 (携帯電話機、スマートフォン等)

 - 3,167点(自動車、玄関等) 2,354点(レシート、割引券、名刺等)



物品の届出は、証明書類・カード類が31,545点(前年比 118件増)で、 全取扱いの54.2%を占めている。

(3)高額な物件

高額物件(50万円以上)の遺失の届出は16件(前年比8件増)で、うち 9件は本人が発見している。

拾得

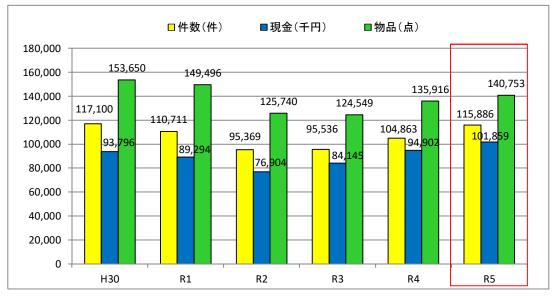
(1)取扱数

件数 現金 物品

115,886件 (前年比 101,858,791円 (前年比

11,023件増) 6,956,941円増)

140,753点 (前年比 4,837点增)



施設占有者(駅、商業施設等)からの届出は105,852件 (前年比9,899件増)

物件全体の約91.3% (前年比0.2ポイント減)

(2) 特徴

T

生活用品類 1 ウ 書類・紙類

工 趣味・娯楽用品類

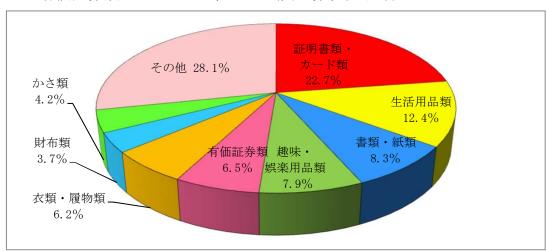
有価証券類 オ

証明書類・カード類 31,951点 (運転免許証、キャッシュカード等)

17,427点 (ハンカチ、いわゆる生活用品等)

11,692点(レシート、割引券、名刺等)

11,074点 (おもちゃ、ゲー幼ー) 等) 9,091点 (商品券、切手等)



物品の届出は、証明書類・カード類が31,951点、生活用品が17,427点、 書類・紙類が11,692点、趣味・娯楽用品類が11,074点で、物件全体の 51.3%を占めている。

(3)高額な物件

高額物件(50万円以上)の拾得の届出は5件(前年比3件減)で、うち 3件が遺失者に返還されている。

(4) マイクロチップ情報からの犬・猫の返還事例

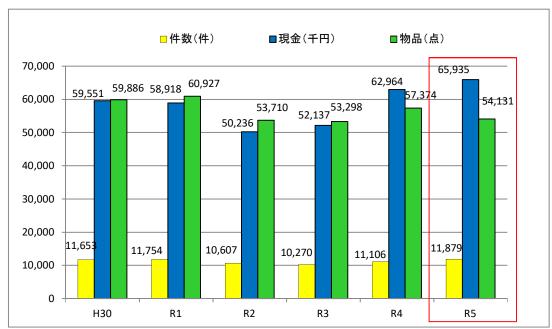
令和4年6月1日から、動物愛護管理法により販売する犬、猫へのマイクロチップの装着が義務化された。

令和5年中、警察で取り扱った犬は121匹、猫は45匹で、このうち、マイクロチップの登録情報により飼い主に返還した犬は5匹、猫は1匹となっている。

3 遺失者返還

(1) 取扱数

件数 11,879件(前年比 773件増) 現金 65,934,528円(前年比 2,970,736円増) 物品 54,131点(前年比 3,243点減)



(2) 返還率

現金 64.7% 物品 38.5%

(3) 今後の取組方針

現行の「秋田県警察遺失物管理システム」は、令和6年3月1日より 警察庁が運用する警察共通基盤システムによる「遺失物等情報管理業務」 に移行・運用される。(別添「遺失物管理システムの警察共通基盤への移行について」参照) これに伴い、オンラインによる遺失の届出が可能となったほか、届出 対応可能な言語も4か国語(日本語、英語、中国語、韓国語)となり、 利用者の利便性向上が図られる。

オンラインによる届出は、秋田県警察ホームページの「遺失物検索システム」、又は警察庁のホームページの「遺失物関係のオンライン手続について」のサイトから行うことができる。

(別添「オンラインによる遺失届出について」参照)